

答申書(案)

「下水道使用料の改定について」

令和 5 年 1 月 日

杵築市上下水道事業審議会

< 目 次 >

1	はじめに	1
2	下水道使用料の改定について	
(1)	改定の必要性	1
(2)	改定の時期	2
(3)	算定期間	3
(4)	改定の方針	3
(5)	使用料体系の見直し	4
(6)	新料金表（案）	6
3	付帯意見	6
4	おわりに	6

[附属資料]

【資料 1】	新料金表（案）及び現行の料金表	7
【資料 2】	杵築市上下水道事業審議会委員名簿	10
【資料 3】	杵築市上下水道事業審議会審議経過	11
【資料 4】	杵築市上下水道事業審議会条例	12

1 はじめに

本市の下水道事業は、杵築地域の公共下水道、山香地域の特定環境保全公共下水道、大田地域の農業集落排水の3つの事業からなっており、すべての地域で汚水事業の整備がほぼ完了し、老朽化した施設の更新や維持管理が中心となっているが、現行の使用料では事業運営に必要な経費を賄いきれず、不足分は一般会計からの繰入金で補う状況が続いている。

今後も施設の更新や維持管理に多くの費用が必要なことに加え、人口減少等により使用料の減収も見込まれ、経営環境は厳しさを増していくと予想される。

このような状況の中、今後も下水道事業が安定して経営できるよう、下水道使用料の改定について当審議会に意見が求められた。

これを受け、審議会において改定の必要性、使用料体系のあり方及び改定率等について、4回にわたり慎重に議論を重ねてきたところであるが、下水道事業の経営見通し、国の方針及び市町村合併後の使用料体系の未統一などを勘案した結果、次のとおり下水道使用料を改定する必要があるものと判断した。

2 下水道使用料の改定について

(1) 改定の必要性

① 使用料収入の減少

山香地域及び大田地域では整備が完了しており、今後の区域拡大はない。杵築地域の公共下水道でも汚水事業の整備がほぼ完了しており、新規供用開始地域が少なくなってきたため、今後は人口減少に伴ってすべての地域で接続人口が減少していく見込みである。また、人口減少に加えて、節水型設備の普及等も有収水量の減少要因となっている。

公営企業の独立採算の原則に基づき、事業を健全に運営するための収入を安定的に確保するためには、人口減少や節水型設備の普及等による有収水量の減少に対応した使用料体系にしていくことが必要である。

② 国の交付金要件

すべての地域で整備はほぼ完了しているが、今後、施設の更新や長寿命化等を行っていく上で、国からの交付金は必要不可欠な財源である。

国は、下水道事業の経営基盤強化の取り組みの柱として、平成27年に総務省が「公営企業会計の適用の推進について（要請）」を発出し、これに基づき、本市においても令和2年4月1日より公共下水道と特定環境保全公共下水道の2事業を公営企業会計に移行し、農業集落排水事業についても令和6年4月1日より公営企業会計に移行予定である。

また、国土交通省においても、交付金の交付要件について、①公営企業会計に移行していること、②使用料改定の必要性の検証について、令和2

年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で行っていること等を要件とする改正が令和2年3月に行われ、同7月には交付金の重点配分の要件として、「令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しており、使用料単価150円／m³未満、経費回収率80%未満、15年以上使用料改定を行っていない場合のいずれにも該当しないこと。」という具体的な数値をもって示されたところである。

使用料単価150円／m³は、公営企業が健全な運営を行っていくために最低限行うべき経営努力としての使用料単価の水準として、平成26年8月に総務省が通知した1月当たり3,000円／20m³に基づいている。

今後、施設更新等を行っていくためには、国からの交付金は必要不可欠であることから、国が示す健全な運営のために最低限必要とされる使用料単価150円／m³は必ず達成しなければならない水準である。

③ 繰入金に過度に依存した状態の解消

下水道事業では、3事業を合わせると毎年度約5億円の一般会計繰入金が発生している。この繰入金は、雨水処理に係る経費など一般会計が負担すべき部分が含まれているものの、その多くが収益的収支の赤字や事業全体の資金不足を補うものであり、一般会計に大きな負担を与えている。

下水道事業は、公営企業であり独立採算が原則であるため、一般会計に過度に依存しない経営を目指す必要があることから、適正な使用料水準を設定することで、可能な限り一般会計繰入金を削減し経営の健全化を図っていく必要がある。

④ 使用料体系の統一

公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水の3事業すべてが供用開始から今日まで、消費税率の改定に伴うもの以外に使用料改定を行っていない。このため、市町村合併後18年が経過するが旧市町村単位で使用料体系が統一されないままとなっている。

市町村合併後の使用料体系のあり方については、日本下水道協会より「下水道処理区域内の住民には下水道の使用が義務付けられており、下水道使用料はその対価として徴収するものであるため、同一使用に対して使用料に差を設けることは適当ではない。」と示されているところであり、また、市内の同一の公共サービスにおける負担の公平性の観点からも、出来る限り早期に使用料体系の統一を図ることが望ましい。

(2) 改定の時期

下水道使用料の改定時期については、下水道使用料と一体的に徴収を行っている水道料金が令和5年4月に改定を行ったばかりであること、また、昨

今の物価高騰等の影響も考慮し、1年の猶予期間を設け、令和7年4月に改定を行うことが適当と考える。

(3) 算定期間

下水道使用料の算定期間は、日本下水道協会より3年から5年程度に設定することが適当であると示されているところであるが、本市の下水道使用料は水道料金と一体的に徴収を行っており、水道事業が算定期間を4年に設定していることから、下水道事業についても同様の期間とすることで、水道事業と改定時期が重複しないような設定とすることが望ましい。

令和7年4月に改定を行うにあたり、算定期間は令和7年度から令和10年度までの4年間とすることが適当である。

また、国からの交付金の交付要件として、少なくとも5年に1回の頻度で改定の必要性に関する検証を行う必要があることから、今後の下水道使用料見直しの検証も同様に4年のサイクルで行うことが適当である。

(4) 改定の方針

① 使用料体系の統一について

市町村合併後18年が経過する中で、公共下水道と特定環境保全公共下水道の使用料体系が統一されておらず、速やかな統一が必要と考える。

県内では、市町村合併後、上記2事業の使用料体系を統一していない自治体が本市を含め3市あるが、全国的に見ると市町村合併を行った自治体の約9割が使用料体系の統一を完了している。

また、使用料単価の水準について、公共下水道と農業集落排水は、令和4年度実績で使用料単価が130円台となっており、国が示す健全な運営のために最低限必要とされる使用料単価150円／m³を満たしていない。特定環境保全公共下水道は、令和4年度実績で170円台であり、国が示す使用料単価の水準を満たしてはいるものの、一般会計からの繰入金比率は公共下水道よりも高くなっている、十分な使用料単価の水準に達しているとは言い難い状況である。

以上のことから、使用料体系統一の方向性としては、特定環境保全公共下水道の使用料単価の水準での統一を目指すとの意見で一致したところであるが、公共下水道と特定環境保全公共下水道の使用料単価には大きな開きがあり、1回の改定で統一するには約30%の大幅な改定が必要となることから、今回と次回の2回の改定で使用料体系を統一することが適当であるとの結論に至った。

また、今回の使用料改定では、公共下水道と農業集落排水の2事業について国が示す水準である使用料単価150円／m³を上回ることを目標とするとの意見で一致した。

② 改定率について

公共下水道の令和4年度使用料単価137.8円／m³を基準とした場合、国が示す使用料単価の水準150円／m³を達成するためには約9%の改定が必要となるが、次回の改定で特定環境保全公共下水道の水準まで引き上げるには、次回の改定率が約19%と大幅な改定となり使用者に多大な負担を与えることになる。

このため、今回と次回の使用料改定が同程度の改定率となるように試算を行ったところ、今回13.7%の改定を行えば次回の改定率もほぼ同じとなる結果となったため、公共下水道については13.7%の改定（試算上の使用料単価156.9円／m³）を行うことが望ましいという結論に至った。
(※農業集落排水の改定率については(5)の④に記載。)

(5) 使用料体系の見直し

① 【公共】基本水量制の廃止

使用料体系見直しの方向性として、令和2年7月21日に国土交通省より通知が出されており、その中で、基本水量制については、導入目的が不明確になっている事業体が多いことや、基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題がある等の理由から解消させていくことが望ましいとされている。基本水量制の廃止は、今後採用する自治体が増えることが予想され、本市の水道事業も令和5年4月の改定で基本水量制を廃止していることから、下水道事業においても基本水量内の使用者間の公平を図るために基本水量制を廃止し、使用量に応じた負担を適切に求めることができる使用料体系へ移行することが適当である。

また、基本料金については、基本水量制の廃止によって、これまで基本水量内で一律料金であった使用者群の負担増を考慮して基本料金を値下げする案も検討したところではあるが、国の通知の中で、今後の人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ下水道サービスを維持していくため、使用料収入に占める基本料金の割合を漸進的に高めていくことが要請されていること、また、有収水量の多寡に左右されない基本料金の重要性や経営に与える影響を考慮し、最終的には現行の基本料金単価を据え置くべきとの結論に至った。

② 【公共】従量料金における使用水量区分の細分化

国の通知では、下水道事業は、固定的費用が大部分を占める事業であるため、使用水量の有無にかかわらず一定額を賦課する「基本料金」と、使用水量の多寡に応じて水量と単位水量当たりの単価により算定した金額を賦課する「従量料金」とを組み合わせた二部料金制が原則とされている。また、従量料金の設定に当たっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実

態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう十分留意することが要請されている。

従量料金の使用水量区分の設定については、使用者群の分析結果から、1月当たり 0 m^3 ～ 10 m^3 を小口使用者、 10 m^3 ～ 40 m^3 をボリュームゾーン、 40 m^3 以上を大口使用者と位置づけ、ボリュームゾーン及び大口使用者については、それぞれ使用水量区分を現行の1区分から2区分に細分化を行い、水を多く使用する使用者により多くの負担を求める逓増型の使用料体系を維持しつつも、一般家庭がその大半を占めるボリュームゾーンへの負担に配慮した単価設定を行った。

大口使用者に更に多くの負担を求める案も検討したところではあるが、将来的に節水型社会が進んだ場合には、高い単価に設定した大口の使用水量区分における有収水量が減少することで使用料収入が大きく減少してしまう事態も懸念されることから、各使用水量区分における従量料金単価に過度に差を設けることは望ましくないという結論に至った。

③ 【公共】公衆浴場汚水の廃止

公衆浴場汚水は、一般家庭や事業所等が主な使用者である一般汚水と比較すると著しく低い単価に設定されており、また、杵築地域の公共下水道にのみ設定されている使用料体系である。今後の使用料体系の統一及び汚水処理に要する費用を使用者全体に公平・公正に負担を求める観点から、公衆浴場汚水は廃止し、一般汚水のみの使用料体系とすることが望ましい。

④ 【農集】人頭割による単価設定から認定水量による算定方式へ

農業集落排水の大半が井戸水世帯であり、全ての世帯への水道メーターの設置は難しいため、人頭割による使用料体系となっている。また、農業集落排水は、汚水処理費における一般会計繰入金の割合が約8割と非常に高くなってしまっており、農業集落排水単独で試算した場合、高額な単価を設定せざるを得ず、単独での単価設定が困難な状況となっている。

このため、現行の農業集落排水の人頭割の単価を公共下水道の使用料と照らし合わせることで、構成人数における認定水量を算出し、算出した認定水量から公共下水道の料金表を用いて使用料を算定する方式に改める。

農業集落排水は人頭割という特殊な算定方式であるため、他の2事業との完全な形での使用料体系の統一を行うことは難しいが、公共下水道と同一の料金表を用いて使用料を算定することができる認定水量制への移行が最も合理的であり、負担の公平性を保つことができると考える。

算定方式の見直しにより、農業集落排水は14.5%の改定（試算上の使用料単価 $153.0\text{ 円}/\text{m}^3$ ）となる見込みである。

⑤ 【農集】接続形態による使用料体系の一本化

農業集落排水では、接続形態によって、①し尿+生活雑排水、②し尿のみ、③生活雑排水のみの3つに使用料体系が分類されており、さらに一般家庭と事業所等の分類も行っているため料金表は非常に複雑なものとなっている。使用者のほぼ全てが①し尿+生活雑排水の接続形態となっていることから3つの分類を一本化し、合わせて一般家庭と事業所等の分類も簡素化することで、使用者にとって分かりやすく、より公平な使用料体系とすることが適当である。

(6) 新料金表（案）

附属資料「資料1」に記載。

3 付帯意見

- ① 下水道使用料の改定は、使用者の生活等への影響が大きく負担増を伴うものであることから、更なる経営の合理化による事業費縮減、また、下水道への接続勧奨による接続率の向上に伴う収入増など、次回以降の改定率が少しでも下がるよう、引き続き経営努力を行うことを切望する。
- ② 使用料体系の統一について、特定環境保全公共下水道の水準での統一が望ましいと結論づけたところではあるが、次回改定時には、その時の社会情勢や下水道事業の経営見通し、県内の他市町村との均衡など総合的に勘案し、適正な使用料水準について十分な議論を尽くされたい。
- ③ 県内の自治体の半数近くが、料金算定における端数処理を10円未満四捨五入としていることから、增收策として、現行の10円未満切り捨てを10円未満四捨五入に変更することを提案する。また、消費税改定時の事務軽減のため、料金表を内税方式から外税方式に変更することを併せて提案する。

4 おわりに

下水道事業は、市民生活を支える重要な社会資本であることから、市民の安心・安全のため、老朽化対策などの施設整備や維持管理を適切に実施し、将来にわたって安定的にサービスを提供していくことが何よりも重要である。

本審議会では、下水道事業の安定した経営のため、下水道使用料の改定について慎重に審議を重ね、一つの方向性を示したところである。

下水道使用料の改定は、市民生活に大きな影響を与えることから、改定にあたっては市民の理解を十分に得るよう努めるとともに、下水道使用料が将来にわたってできる限り安価となるよう、先を見据えた適正な事業運営を行うことを強く要望する。

【 附屬資料 】

資料 1**新料金表（案）及び現行の料金表****1 料金表（公共・特環）****(1) 新料金表（案）（2月分、外税方式、料金端数処理：10円未満四捨五入）****1 杣築処理区****下水道使用料（2月につき）**

種別	基本料金	従量料金（1m ³ につき）				
		第1段 0m ³ を超える 20m ³ まで	第2段 20m ³ を超える 40m ³ まで	第3段 40m ³ を超える 80m ³ まで	第4段 80m ³ を超える 200m ³ まで	第5段 200m ³ を超える部分
一般汚水	2,000円	20円	161円	170円	182円	190円

2 山香処理区**下水道使用料（2月につき）**

種別	基本料金	従量料金（1m ³ につき）		
		第1段 0m ³ を超える 10m ³ まで	第2段 10m ³ を超える 30m ³ まで	第3段 30m ³ を超える部分
一般汚水	1,400円	0円	160円	190円

(2) 現行の料金表（2月分、内税方式、料金端数処理：10円未満切り捨て）**1 杣築処理区**

種別	区分	汚水量（2月につき）	金額
一般汚水	基本料金	20m ³ まで	2,200円
	超過料金（1m ³ につき）	20m ³ を超える100m ³ まで	165円
		100m ³ を超える場合	176円
公衆浴場汚水	1m ³ につき		33円

(税抜き 2,000円)

(税抜き 150円)

(税抜き 160円)

(税抜き 30円)

2 山香処理区

種別	区分	汚水量（2月につき）	金額
一般汚水	基本料金	10m ³ まで	1,540円
	超過料金（1m ³ につき）	10m ³ を超える30m ³ まで	176円
		30m ³ を超える場合	209円

(税抜き 1,400円)

(税抜き 160円)

(税抜き 190円)

2 料金表（農集）

(1) 新料金表（案）（2月分、外税方式、料金端数処理：10円未満四捨五入）

大田地区農業集落排水施設及び中渓地区農業集落排水施設

下水道使用料（2月につき）

種別	基本料金	従量料金（1m ³ につき）				
		第1段 0m ³ を超 20m ³ まで	第2段 20m ³ を超 40m ³ まで	第3段 40m ³ を超 80m ³ まで	第4段 80m ³ を超 200m ³ まで	第5段 200m ³ を超 える部分
一般汚水	2,000円	20円	161円	170円	182円	190円

（汚水量の算定）

毎使用月において使用者が排除した汚水量の算定は次の表による。ただし、事業所等で使用する水の量が、排水設備に排除する汚水量と著しく異なる場合は、使用の態様等を考慮して市長が認定する。

汚水量の算定（1月につき）

区分	種別	内容	算定人員	算定人員ごとの汚水量
一般家庭	住宅	世帯（戸）の人数	1人 2人 3人 4人 5人 6人 6人超	13m ³ 20m ³ 24m ³ 28m ³ 32m ³ 36m ³ 1人につき4m ³
事業所等	一般	事業所・事務所・店舗等	0.5×職員数 0.25×1日平均利用者数	一般家庭と同じ (住居併用の場合は 算定人員×4m ³)
	学校施設	こども園・小学校等	0.5×職員数 0.25×児童数	
	福祉施設	老人ホーム等	入所定員数	
	その他	公衆トイレ・体育館・公民館等	1人	

備考

- 1 算定人員に小数点以下の端数が生じた場合は、端数を切り上げた数値を算定人員とみなす。
- 2 世帯（戸）の人数は、住民票により認定する。
- 3 「事業所等」とは、事業等を営む場所で排水設備を有するものをいう。ただし、住居併用で住居と事業所等が明確に区分されていない場合は一般家庭として算定する。
- 4 「職員数」とは、その事業所等に従事するものをいう。
- 5 分区分及び種別に複数該当する場合は、それぞれにおいて算定した汚水量を合算するものとする。

(2) 現行の料金表（1月分、内税方式、料金端数処理：なし）

大田地区農業集落排水施設及び中渓地区農業集落排水施設使用料（月額）

(1) 一般家庭

構成人数	①し尿+生活雑排水接続の場合	②し尿のみ接続の場合	③生活雑排水のみ接続の場合
1人家族	1,560円	1,560円	1,560円
2人家族	2,780円	1,920円	2,400円
3人家族	3,390円	2,280円	2,820円
4人家族	4,000円	2,640円	3,240円
5人家族	4,610円	3,000円	3,660円
6人家族以上	5,220円	3,360円	4,080円

備考 世帯（戸）の処理人数は、住民票により認定する。

(2) 事業所等

算定人員		①し尿+生活雑排水接続の場合	②し尿のみ接続の場合	③生活雑排水のみ接続の場合
1人	事業所のみ	1,560円	1,560円	1,560円
	住居併用	610円	360円	840円
2人	事業所のみ	2,780円	1,920円	2,400円
	住居併用	1,220円	360円	840円
3人	事業所のみ	3,390円	2,280円	2,820円
	住居併用	1,830円	720円	1,260円
4人	事業所のみ	4,000円	2,640円	3,240円
	住居併用	2,440円	1,080円	1,680円
5人	事業所のみ	4,610円	3,000円	3,660円
	住居併用	3,050円	1,440円	2,100円
6人	事業所のみ	5,220円	3,360円	4,080円
	住居併用	3,660円	1,800円	2,520円
10人	事業所のみ	7,660円	4,800円	5,760円
	住居併用	6,100円	3,240円	4,200円
20人	事業所のみ	13,760円	8,400円	9,960円
	住居併用	12,200円	6,840円	8,400円
30人	事業所のみ	19,860円	12,000円	14,160円
	住居併用	18,300円	10,440円	12,600円
40人	事業所のみ	25,960円	15,600円	18,360円
	住居併用	24,400円	14,040円	16,800円
50人	事業所のみ	32,060円	19,200円	22,560円
	住居併用	30,500円	17,640円	21,000円
60人	事業所のみ	38,160円	22,800円	26,760円
	住居併用	36,600円	21,240円	25,200円

備考 事業所等における人数は、次の表に掲げる種別・内容に応じて、同表の右欄に掲げる方法による算定するものとする。

種別	内容	算出方式
集会施設	地区公民館	定数 1
福祉施設	老人ホーム等	定員数
医療施設	病院・医院	定数 3
一般店舗	水を営業に使用しないもの（事業所・事務所を含む）	0.5×職員数
	事業所のうち現場を持つもの	0.3×職員数
飲食関係	学校給食調理場	0.075×食数
	宴会場のあるもの	定数 3
	宴会場のないもの	定数 1
	仕出し・弁当製造業	定数 2
鮮魚関係		定数 2
理容店		定数 1
美容店		定数 1
学校施設	保育園・幼稚園・小学校・中学校	0.25×定員
地方公共団体関係	高等学校	0.31×定員
	地方公共団体の庁舎及び各出先機関	0.5×職員数
その他	公衆トイレ等	定数 1

備考

- 1 「定数」とは使用料（月額）を決定する人員であって、「定数 1」とは算定人員 1人のことである。なお、人数を算定する際、小数点以下がでた場合は、すべて切り上げた数値を算定人員とみなす。
- 2 「定員数」とは、その施設の法定定員数をいう。
- 3 「職員数」とは、その事業所に従事するものをいう。
- 4 2、3 交代の事業所にあっては、上記算出方式を 2、3 倍することとする。
- 5 飲食関係において、食堂と仕出し・弁当製造が重複している場合は、両方の定数を加算する。

杵築市上下水道事業審議会委員名簿

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

(敬称略・順不同)

氏 名	任命要件	備 考
長 崎 浩 介	学識経験者 (大学准教授)	会長
糸 永 省 三	区長の代表 (区長連合会会長)	副会長
神 鳥 慶 子	学識経験者 (税理士)	
土 谷 博 信	上下水道の利用者	
平 川 雅 代	上下水道の利用者	
佐々木 寿 彦	上下水道の利用者	
小笠原 富美枝	上下水道の利用者	
是 永 陽 子	上下水道の利用者	
興 田 信 一	副市長	
内 野 刚	企画財政課長	

杵築市上下水道事業審議会 審議経過

「下水道使用料の改定について」

開催	日時	議題
第1回	R5.3.13（月） 14:00～15:30	1 杵築市の下水道事業の現状について 2 今後の整備計画について 3 使用料改定の方針について 4 今後のスケジュールについて
第2回	R5.8.24（木） 13:10～15:00	1 下水道使用料改定の方針について 2 使用料改定の考え方 3 使用料改定案の提示
第3回	R5.10.26（木） 15:00～16:30	1 使用料改定シミュレーション 2 使用料改定案の提示
第4回	R5.12.21（木） 14:30～：	1 新料金表（案）について 2 答申書（案）について

杵築市上下水道事業審議会条例

(平成 18 年 6 月 23 日条例第 66 号)

(設置)

第 1 条 杵築市上下水道事業の健全な運営を確保するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、杵築市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議する。

(1) 水道料金及び下水道使用料の改定に関すること。

(2) 上下水道事業（農業集落排水事業を含む。）の将来計画に関すること。

(3) 上下水道事業の管理運営に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 上下水道の利用者

(3) 区長の代表

(4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を総理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、必要に応じ、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の議事は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員に対する報酬及び費用弁償については、杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年杵築市条例第36号）に定めるところによる。

（委任）

第8条 この条例に定めるものほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。